特定非営利活動法人日本歯周病学会認定歯科衛生士制度規則

第１章　総　　則

第1条　この規則は特定非営利活動法人日本歯周病学会定款細則第40条の規定により日本歯周病学会認定歯科衛生士制度の施行に必要な事項を定める。

第2条　この制度は，歯周治療および予防を通し，歯科衛生士の専門的知識と技術を確保するとともに，歯周病学の発展および向上を図り，もって，国民の口腔保健の増進に貢献することを目的とする。

第3条　前条の目的を達成するため特定非営利活動法人日本歯周病学会(以下「本学会」という)は，本学会認定歯科衛生士(英文名 JSP Dental Hygienistとする。以下「認定歯科衛生士」という)を認定するとともにこの制度の実施に必要な事業を行う。

第２章　歯科衛生士関連委員会

第4条　本学会に認定歯科衛生士に関する事項を審議するために本学会定款細則第30条の規定により歯科衛生士関連委員会（以下「委員会」という）を置く。

第5条　委員会委員の選出は本学会理事会で行い理事長が委嘱する。

第6条　委員会に委員長１名および副委員長１名を置く。

2　委員長は理事の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3　副委員長の選出は委員の互選による。

4　委員長は，委員会の会務を総括するとともに，委員会を招集し，その議長となる。

5　副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故があるときはその職務を代行する。

第7条　委員会は，委員の過半数の出席を得て成立する。

2　委員会の議事は，委員長を除く出席委員の過半数で議決する。ただし，可否同数の時は委員長が決する。

第8条　委員会は，次の各号に示す業務を行う。

(1)　認定歯科衛生士申請者の審査，認定および登録

(2)　認定歯科衛生士試験委員の選出

(3)　本学会認定歯科衛生士教育講演の企画運営

(4)　認定歯科衛生士の更新の審査，認定および登録

(5)　資格喪失の審査

(6)　その他，委員会で必要と認めた事項

第9条　委員会は必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会については別にこれを定める。

第３章　認定歯科衛生士の認定および登録

第10条　認定歯科衛生士の審査については別に定める。

2　本学会は，次の各号のすべてに該当する者で，委員会の審査に合格し，理事会の議を経た者を認定歯科衛生士として認定する。

(1)　歯科衛生士の免許証を有する者

(2)　通算5年以上の歯周病学に関する教育および研修と臨床経験を有する者またはこれと同等以上の経験を有すると認められた者

(3)　認定歯科衛生士申請時に実務経験単位と教育研修単位の合計30単位以上を有する者

(4)　認定歯科衛生士試験に合格した者

(5)　認定歯科衛生士申請時に学会会員であること

(6)　本学会定款細則第43条の規定に基づき禁煙宣言に対して同意した非喫煙者であること

第11条 前条により認定歯科衛生士として認定された者は認定歯科衛生士認定登録料を本学会に納付しなければならない。

2　前項により納付した者を本学会は認定歯科衛生士として登録し，認定歯科衛生士認定証および生涯研修記録簿を交付する。

3　認定証の有効期間は下記のとおりとする。

(1)　交付日が 1月 1日～ 6月30日の場合　交付日から5年後の 6月30日までとする。

(2)　交付日が 7月 1日～12月31日の場合　交付日から5年後の12月31日までとする。

第４章　教育研修

第12条　教育研修とは，認定歯科衛生士申請に必要な研修をいう。

第13条　教育研修の内容および単位は，別に定める（認定歯科衛生士制度施行細則附表１）。

第５章　認定歯科衛生士生涯研修

第14条　生涯研修は，歯周病学の知識と技能の向上を図り，医療人としての倫理を高揚させることを目的として構成される。

第15条　認定歯科衛生士は，本学会が主催する認定歯科衛生士生涯研修を受講しなければならない

2　生涯研修の細目は別に定める（認定歯科衛生士制度施行細則附表2）。

第６章　認定歯科衛生士の更新及び資格喪失

第16条　認定歯科衛生士は，認定後5年毎に更新を受けなければその資格を失う。ただし，認定歯科衛生士制度施行細則（以下「施行細則」という）で定める場合は，この限りではない。

2　認定歯科衛生士の更新を申請する者は，施行細則に定める生涯研修単位基準を満たさなければならない。

第17条　認定歯科衛生士は次の各号のいずれかに該当するときは，委員会および理事会の審議を経て，その資格を喪失する。

(1)　本人が資格の辞退を申し出たとき

(2)　歯科衛生士の免許を喪失したとき

(3)　本学会会員の資格を喪失したとき

(4)　委員会が認定歯科衛生士として不適当と認めたとき

第18条　前条の規定により，認定歯科衛生士の資格を喪失した者であっても，喪失の事由が消滅したときは，再び認定を申請することができる。

第７章　補　　則

第19条　本学会会員は，委員会の決定に関する事項の異議を理事会に申し立てることができる。

第20条　この規則を変更する場合は委員会の議を経て，理事会での承認を得るものとする。

第21条　この規則の実務に当り，必要があるときは，細則を設けることができる。

第22条　細則，その他の必要な事項は委員会の議を経て理事会が決める。

附則

1　第13条に規定する研修の内容および第15条第2項に規定する認定歯科衛生士生涯研修および第16条第2項に規定する認定歯科衛生士の更新に関する細則は委員会の議を経て理事会で決定する。

2　この規則は平成16年10月14日に制定し，平成17年4月1日から施行する。

3　この規則は平成21年5月14日に一部改正し，施行する。

4　この規則は平成22年5月13日に一部改正し，施行する。

5　この規則は平成26年10月18日に一部改正し，施行する。

6　この規則は平成27年5月14日に一部改正し，施行する。

7　この規則は平成28年5月20日に一部改正し，施行する。

8　この規則は令和4年6月2日から施行する。施行日に登録されている認定歯科衛生士には第11条第3項を適用し，交付済認定証の有効期限を読み替えるものとする。